

福岡県と県内全市町村からの 重要なお知らせです！

平成29年度から

福岡県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を徹底するため、次の取組を一斉に実施します。

- ① 特別徴収未実施の事業主の方を特別徴収義務者として指定させていただきます。
- ② 既に特別徴収を実施している事業主の方も、普通徴収としている従業員の方がいる場合、特別徴収させていただきます。

- 個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、納税義務者である従業員の方に代わって、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入していただく制度です。
- 原則、全ての従業員の方が対象となります。(例外：下図1に該当する従業員)
- 所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、地方税法及び市町村条例により、従業員の方がお住まいの市町村から特別徴収義務者として指定されます。(例外：下図2に該当する事業主)

特別徴収を行わないことができる者

- 1 次の条件に該当する従業員の方の個人住民税は、事業主の方からの申請により普通徴収（従業員の方が納付書で年4回に分けて納付する方法）とすることもできます。

【給与所得者（従業員）】

- A 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- B 給与の支払いがない月がある者
- C 年間の給与の支払金額が、930,000円以下である者
- D 他から支給される給与から特別徴収されている者（乙欄該当者）
- E 事業専従者（事業主が個人の場合のみ該当）

- 2 次の条件に該当する事業主の方は、申請により特別徴収を行わないこともできます。

【給与支払者（事業主）】

- F 常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払いをする者
または、他市町村を含む給与受給者総数が2人以下である者

（給与受給者総数とは、市町村単位での人数ではなく事業所全体の受給者とする。
ただし、上記A～Eの給与所得者の要件に該当する者を除く人数とする。）

特別徴収制度による事務の流れ・手続き



個人住民税 特別徴収 Q & A

Q1 従業員が少ないし、経理事務の負担も増えるので特別徴収はしたくないのですが？

A1 従業員が少ないことや、経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは認められていません。

個人住民税の特別徴収は、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入していただくこととなりますが、所得税のように税額計算や年末調整等の事務は必要ありません。

なお、従業員が常時10人未満の事業主の場合は、市町村に対し申請し承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする「納期の特例」を利用できます。

Q2 特別徴収のメリットはなんですか？

A2 毎月の給与から天引きされるため、従業員の方が納期ごとに金融機関や市役所・町村役場等の納付場所へ納税に行く手間が省ける上、納め忘れが無くなるので、滞納となって延滞金が発生する心配もなくなります。

また、普通徴収（個人納付）では年4回の支払いですが、特別徴収では12回に分割して毎月の給与から差し引かれますので、1回あたりの負担が緩和されます。

Q3 以前から特別徴収しているのですが、何か変わるのですか？

A3 既に特別徴収義務者に指定されている事業主の方についても、これまで一部の従業員の方を普通徴収としていた場合、表ページに記載した普通徴収が認められる要件に該当しない従業員の方について特別徴収していただく必要があります。

Q4 特別徴収ができない従業員がいる場合、どのような手続きをすれば良いですか？

A4 退職者や5月31日までの退職予定者など、表ページに記載した「特別徴収を行わないことができる者」に該当する従業員の方がいる場合については、毎年1月末までに行う給与支払報告書の提出の際にあわせて、「普通徴収申請書」による申し出を行うことで特別徴収を行わないこともできます。※平成29年度（28年所得分）から開始されます

なお、当該申請書による申し出がない場合、市町村で普通徴収の取り扱いとする従業員の方の確認ができないため、特別徴収となります。

※詳しくは福岡県・市町村のホームページに掲載している Q&A をご覧ください。

お問い合わせ先

- 福岡県税務課（制度関連）
（個人住民税徴収機動班 092-643-3049）
- 各市町村個人住民税担当課（手続き関連）

詳しくは、福岡県ホームページをご覧ください。

福岡県 個人住民税特別徴収

検索

